

障害者等相談支援事業の現状と平成23年度の取組みについて

1 静岡市障害者相談支援事業の概要

静岡市では、障害者自立支援法に基づく相談支援事業として障害者等相談支援事業等の事業を実施しており、第2期静岡市障害福祉計画（平成21年～平成23年）掲載事業の平成22年度実施状況は次のとおりである。

障害福祉計画での計画値との比較では、各事業とも実施箇所数は計画値を達成しているものの、相談件数及び利用者数等については計画値を下回っている事業が多く見られている現状である。

平成23年度の事業実施にあたっては、地域連携体制の強化及び事業の周知広報等により、地域での相談ニーズの掘り起こしに向けた取組みに努める。

また、本市では障害者自立支援法に基づく相談支援事業に加え、障害者相談支援推進センターによる相談対応（障害者110番含む）、身体・知的障害者福祉法に基づく身体・知的障害者相談員の設置、精神障害者家族相談員の設置を行っており、身近な地域での相談体制の強化を図っている。

なお、第2期静岡市障害福祉計画掲載事業等の進捗状況、各事業における相談実績の詳細については、「資料1-2」のとおり。

(1) 第2期静岡市障害福祉計画掲載事業の平成22年度実施状況

事業名	事業説明	平成22年度実施状況
障害者等相談支援事業（※1）	身体・知的・精神障害の相談支援及び障害者110番事業の実施（知的障害の療育含む）	市内11か所にて年間計14,647件の相談支援を実施。 （身体3か所、知的4か所、精神3か所、障害者110番1か所）
地域自立支援協議会	静岡市障害者自立支援協議会・静岡市障害者相談支援連絡調整会議の運営	計54回開催。 （自立支援協議会2回、相談支援連絡調整全体会議4回、行政区相談支援連絡調整会議12回、行政区相談支援チーム会議36回）
市町村相談支援機能強化事業	専門職員による相談支援機能の強化事業の実施	市内2か所に専門職員を配置。 （障害者相談支援推進センター、静岡市支援センターなごやか）

事業名	事業説明	平成22年度実施状況
住宅入居等 支援事業	賃貸住宅入居希望者の入居 支援・24時間支援・関係機関 との連絡調整の実施	市内3箇所にて実施。利用実績は0名。 (静岡市支援センターなごやか、地域生活 支援センターおさだ、はーとぱる)
成年後見制度 利用支援事業	障害のある人の権利擁護を 図るための成年後見制度利用 に係る費用の助成	市内4か所にて実施。利用実績は4名。 (各福祉事務所生活支援課、精神保健福祉 課)

※1 平成22年度より障害者等相談支援事業への再編を行ったため、障害者相談支援事業と障害児等療育支援事業の数値を合算して掲載

(2) その他事業の平成22年度実施状況

事業名	事業説明	平成22年度実施状況
障害者相談支援 推進業務	障害者相談支援推進センターの運営(相談支援事業者指導・困難事例対応等)・静岡市障害者相談支援連絡調整会議の運営等	市内1か所にて年間計2,110件の相談支援を実施。(障害者110番事業を含む。)
身体障害者 相談員設置事業	身体障害のある人による地域での相談支援	75名の相談員により年間計1,412件の相談支援を実施。
知的障害者 相談員設置事業	知的障害のある人の保護者等による地域での相談支援	27名の相談員により年間計1,026件の相談支援を実施。
精神障害者家族 相談員紹介事業	精神障害のある人の家族による地域での相談支援・精神保健福祉に関する普及啓発・情報提供、行政機関・関係団体との連絡等	6名の相談員により年間計73件の相談支援を実施。

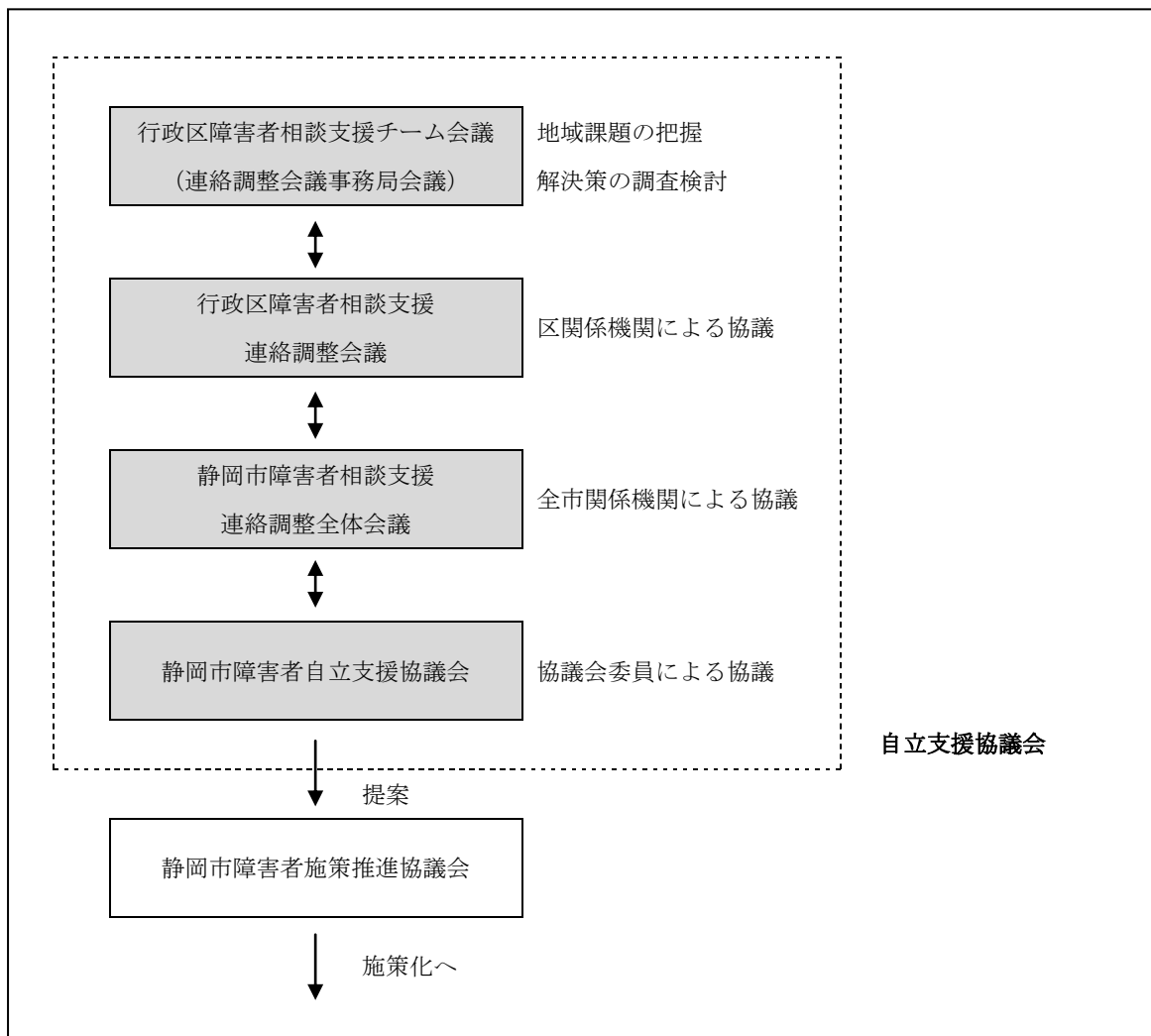
2 自立支援協議会の運営

本市自立支援協議会は4つの会議で構成されており、地域課題の解決策について等、段階的な協議の積み重ねを行っている。

平成23年度においても、これらの会議を包括した自立支援協議会全体での協議を引き続き実施し、解決すべき地域課題、本市施策として実施すべき事項を見出し、静岡市障害者施策推進協議会への提案等により、地域課題の解決に努める。

なお、本市の相談支援事業の体系については、「資料1-3」のとおり。

【施策化に向けた協議イメージ図】



3 地域連携体制の強化

地域での相談支援は、各相談支援事業者等による個別の相談対応や個別支援会議に加え、本市自立支援協議会協議体制に含まれる支援チーム会議（事務局会議）、行政区連絡調整会議にて、地域関係機関の連携による支援が行われている。

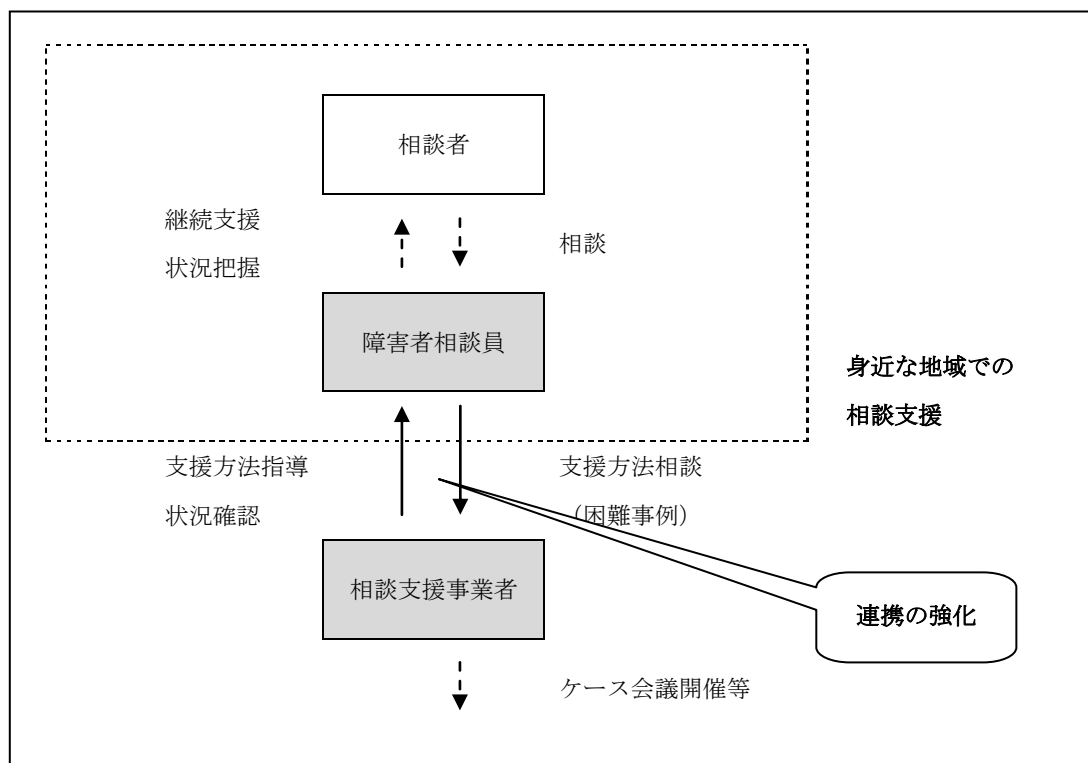
平成23年度では、これらのうち支援チーム会議（事務局会議）及び行政区連絡調整会議のより効果的な運用を行うため、関係機関を交えた運営手法の検討及び見直しにより個別支援の強化を含めた地域連携体制の強化を図るとともに、平成22年度に作成した「静岡市障害者相談支援地域連携マニュアル（第2版）（※）」への反映及び更新を実施する。

また、各障害者相談員と相談支援事業者との連携を強化し、より身近な地域での相談支援体制の充実を図る。

※ 地域連携マニュアルは、地域関係機関の相互連携による支援の実施や、各機関支援内容の均質化を図ることを目的に、平成21年度に策定したもの。

平成23年3月には、第2版として改定を行っている。

【相談支援事業者・相談員の連携イメージ図】



4 事業者評価の実施

相談支援事業のレベルアップ、事業全体の課題把握等を行うため、前年度に引き続き相談支援事業者の事業者評価を実施する。

平成23年度の実施にあたっては、昨年度の事業者評価実施結果により確認された課題を踏まえ、次の方針を評価に取り入れるとともに、自立支援協議会の部会である相談支援事業評価部会にて詳細の検討、事業者評価を行う。

また、本年度実施結果及び平成22年度事業者評価による改善状況については、第10回（平成23年度第2回）自立支援協議会にて報告する。

【事業者評価の実施方針】

(1) 客観的評価

各相談支援事業所の運営・管理体制等について、客観的な指標に基づき評価を行うもの。

項目	実施方針
評価指標・評価方法	取組みの有無だけでなく、取組内容が適切に評価結果に反映されるよう、評価指標・評価方法の再検討を行う。
第三者評価	第三者を含めた事業者評価を実施し、行政の関係各課以外の視点による評価を評価結果に反映させる。

(2) 支援内容に基づく評価（質的評価）

個別の相談支援手法について、評価を行うもの。

項目	実施方針
統一様式	各事業者にて作成していた報告様式の統一化を図り、各事業者支援内容の比較を行う。
自己評価	客観的評価と同様に、報告事例支援内容の特徴・評価すべき点等について、報告事業者の自己評価を取り入れる。
作成・整理方法	報告内容について、必要な情報がいかに漏れなく簡潔に整理されているのか、資料の作成方法・整理方法を評価指標に加える。

5 改正障害者自立支援法への対応

相談支援事業の再編、基幹相談支援センターの設置、自立支援協議会の法定化、成年後見制度利用支援事業の必須化等、平成24年4月1日施行の改正障害者自立支援法に規定された事項について、国の動向に留意するとともに、平成24年度からの円滑な実施に向けた検討・準備を行う。

6 相談支援事業の周知広報

前述の取組と併せ、関係課窓口、ホームページ等にて相談支援事業の周知広報を積極的に実施し、相談を希望する人が適切に相談支援事業者等に結びつけられるよう、相談ニーズの掘り起こしに努める。